第３章　計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、「子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔」の理念や方向性などを引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの日野市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざしていきます。

「日野市子ども条例」にうたわれているように、いつの時代にも子どもは社会の宝であり、日本の尊い「財産」であり、未来への希望です。すべての子どもはかけがえのない存在として、その尊厳は守らなければなりません。

また、「子どもの最善の利益」のために、子どもの育ちにとって何が望ましいのかを第一に考えることが重要です。

さらに、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、子どもの過ごす場にいる大人がどういうまなざしをもって子どもと接するかが大切です。

加えて、本計画を策定していく議論の中で、子ども一人ひとりを大切にし、発達段階に応じた支援を受けられるように環境を整え、様々な施策の「量」よりも「質」を重視していくという考え方が示されました。これらを実現するため、育ってほしい子どもの姿を「一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち」として基本理念に掲げることとしました。

その実現のために、行政をはじめ、家庭、地域、そして子どもたち自身もそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていく計画とします。

基　本　理　念

子どもが育ち・子どもと育つ

・寄り添う地域・あふれる笑顔

～　一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち～

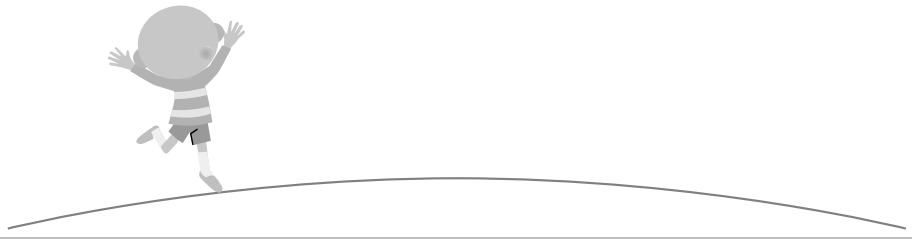

２　基本的な視点

（１）子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情や地域の見守りのもとに養育され、自らも家族や地域・社会の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については、一人ひとりの子どもにとって良質かつ適切な内容のものとなるように配慮し、子どもの健やかな成長と発達が保障され、「児童の権利に関する条約」に定められている「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

（２）すべての子どもと家庭への支援の視点

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育てを見守り、行政だけではなく地域全体で子育てを支援できるような仕組みづくりに取り組みます。

（３）親としての育ちの視点

教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実させることが必要であり、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。そのためにも、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びへの支援を行うことが重要です。

（４）地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子どもの見守りや子育てにおいて、人々が相互に関わり合うことができるような地域を目指します。

3 基本目標

「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすため、本計画では、以下の基本目標に基づき、日野市が主に行う取り組みを位置づけました。

Ⅰ　子どもの育ちと子育ての楽しさの発見

核家族化や共働き家庭の増加などの社会状況の変化によって、保育ニーズが高まっています。安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや地域の子育て支援拠点の強化などの充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくり、また、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組み、子育てに関する様々な不安や負担感の軽減のため、相談・情報提供の充実を図ります。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備に努めていきます。身近な地域の大人たちが子どもを見守る取り組みを推進するため、子どもや保護者が参加して交流できる場づくり、新・放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策など、地域資源を活かした総合的な子育て支援体制づくりをさらに推進します。

Ⅱ　切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

増加の一途をたどる児童虐待への対応として、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関とともに連携、支援できる体制を強化します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

また、障害者差別解消条例の趣旨を踏まえて、障害のある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実させます。

Ⅲ　共に生き、互いに育てあうまち

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

また、安全な道路交通環境や防犯・防災といった観点からも、安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

Ⅳ　命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

子どもが権利をもつ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。また、心豊かに育ち合ううえで、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

4 施策の体系

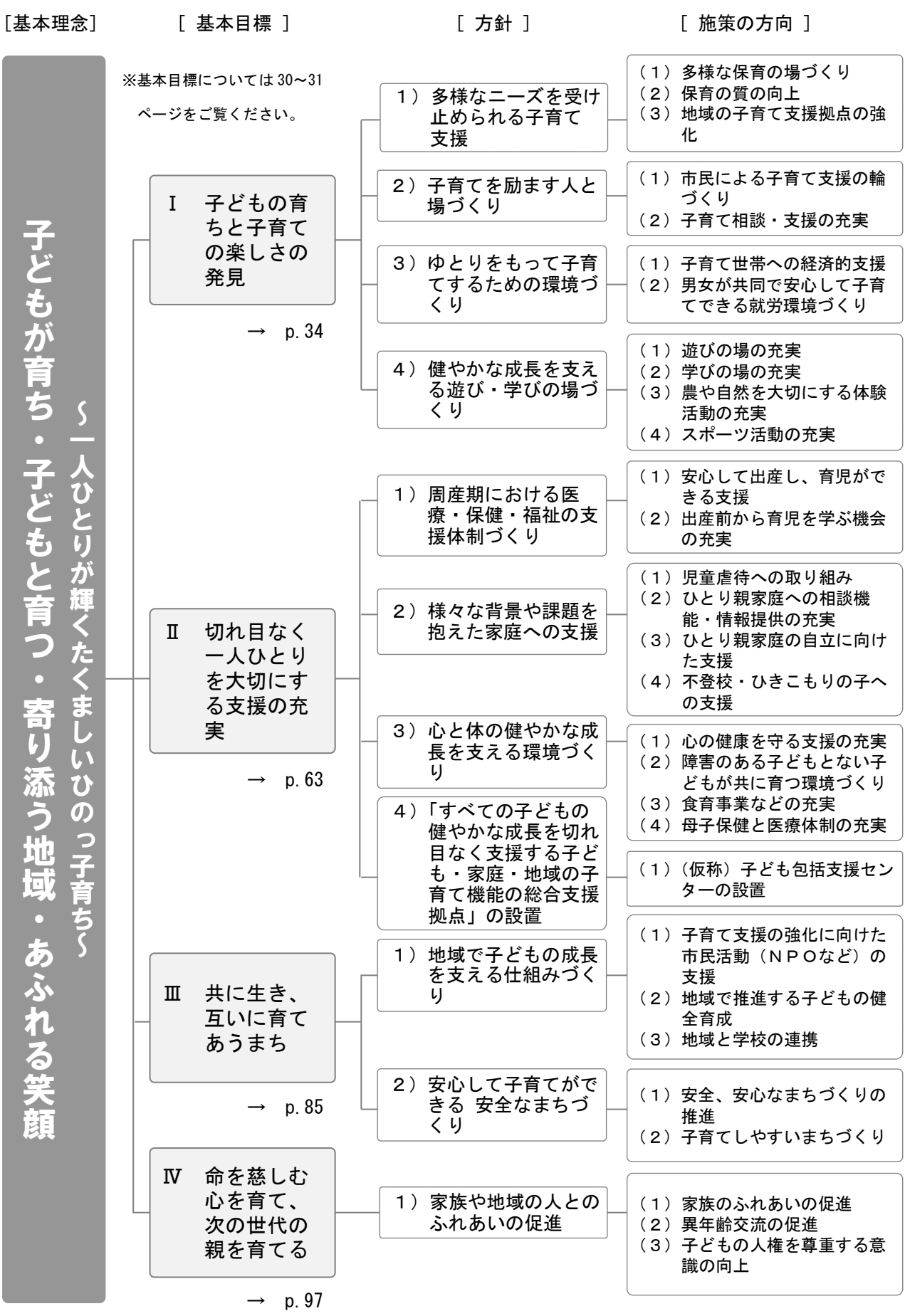
［基本理念］
［ 基本目標 ］
［ 方針 ］
［ 施策の方向 ］
子どもが育ち・子どもと育つ・寄り添う地域・あふれる笑顔
～一人ひとりが輝くたくましいひのっ子育ち～
※基本目標については30～31ページをご覧ください。
Ⅰ 子どもの育ちと子育ての楽しさの発見
→ p.34
Ⅱ 切れ目なく一人ひとりを大切にする支援の充実
→ p.63
Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち
→ p.85
Ⅳ 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる
→ p.97
１）多様なニーズを受け止められる子育て支援
（１）多様な保育の場づくり
（２）保育の質の向上
（３）地域の子育て支援拠点の強化
２）子育てを励ます人と場づくり
（１）市民による子育て支援の輪づくり
（２）子育て相談・支援の充実
３）ゆとりをもって子育てするための環境づくり
（１）子育て世帯への経済的支援
（２）男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり
４）健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり
（１）遊びの場の充実
（２）学びの場の充実
（３）農や自然を大切にする体験活動の充実
（４）スポーツ活動の充実
１）周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり
（１）安心して出産し、育児ができる支援
（２）出産前から育児を学ぶ機会の充実
２）様々な背景や課題を抱えた家庭への支援
（１）児童虐待への取り組み
（２）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実
（３）ひとり親家庭の自立に向けた支援
（４）不登校・ひきこもりの子への支援
３）心と体の健やかな成長を支える環境づくり
（１）心の健康を守る支援の充実
（２）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり
（３）食育事業などの充実
（４）母子保健と医療体制の充実
４）「すべての子どもの健やかな成長を切れ目なく支援する子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」の設置
（１）（仮称）子ども包括支援センターの設置
１）地域で子どもの成長を支える仕組みづくり
（１）子育て支援の強化に向けた市民活動（ＮＰＯなど）の支援
（２）地域で推進する子どもの健全育成
（３）地域と学校の連携
２）安心して子育てができる 安全なまちづくり
（１）安全、安心なまちづくりの推進
（２）子育てしやすいまちづくり
１）家族や地域の人とのふれあいの促進
（１）家族のふれあいの促進
（２）異年齢交流の促進
（３）子どもの人権を尊重する意識の向上